

道 路 測 量 作 業 実 施 要 領
道路認定測量作業図面等作成要領

世 田 谷 区

目 次

道路測量作業実施要領

1. 総則	2
2. 公図・登記簿調査	2
3. 事前準備	2
4. 平面測量	2
5. 現況測量	2
6. 成果	2

道路認定測量作業図面等作成要領

1. 総則	3
2. 境界点測量図	3
3. 道路付属物及占用物件表示図	5
4. 地籍図写	5
5. 線の種類	5
6. その他	6
7. 附則	6

資料①記載例

資料②境界点測量図

資料③道路付属物及占用物件表示図

資料④地籍図写

資料⑤境界点測量図（狭あい道路整備事業）

資料⑥境界点測量図（西部地域地区計画）

道路測量作業実施要領

1. 総則

本要領は、道路認定図面の作成に際して実施する作業等について定めるものである。

2. 公図・登記簿調査

- (1) 東京法務局所轄出張所（登記所）備え付けの公図を謄写し、地籍図写とする。
- (2) 謄写範囲は、測量箇所 の両側 30 m 以上とする。ただし、測量箇所 の隣接筆が一筆で 30 m 以上 の場合は、その筆と次の筆が一部入る範囲を謄写範囲とする。
- (3) 新たに道路となる土地（以下『目的道路』という。）及びそれに隣接する土地所有者の登記簿上の住所・氏名・地目及び地積を調査すること。土地所有者が複数のときは、全員の住所・氏名とその持分を調査すること。
- (4) 登記所備え付けの公図に不明な点がある場合は、都税事務所の公図を参照すること。

3. 事前準備

事前準備現地確認に先立ち、認定図、境界図、区画整理図、その他資料で示された必要なポイントを現地に再現しておくこと。

4. 平面測量

- (1) 本作業は、目的道路を求積し、その境界点を明確にするためのものである。
- (2) トータルステーションを使用した測量作業とする。
- (3) 座標値は、原則として公共座標系を使用するものとする。ただし、3 級基準点が 200 m 以内でない等の場合、任意座標でも可とする。

5. 現況測量

- (1) 本作業は平面測量と併用するもので、目的道路に接した周辺道路（L 型側溝を含む）及び構造物（建物、塀、生垣、柵、門など）の現況を実測するものである。
- (2) トータルステーションを使用した測量作業とする。
- (3) 隣接構造物は、その住居表示・居住者名・建物の名称等を調査すること。
- (4) 測量範囲は目的道路の両側 5 m 以上とし、その成果を納品図面上に残すこと。

6. 成果

道路認定測量作業図面を電子データ（PDF 形式及び DXF（DWG）形式）で作成し、座標値のエクセルデータ、紙図面 2 部と合わせて納品すること。

道路認定測量作業図面等作成要領

1. 総則

- (1) 本要領は、道路認定図面の作成にあたり必要な事項について定めるものである。
- (2) 作成図面は下記 a の 1 種類である。ただし、都市計画道路整備事業、主要生活道路整備事業、地先道路整備事業等で大規模な認定、区域変更を行う場合は、追加で下記 b, c を作成する。
 - a 境界点測量図（縮尺 2 5 0 分の 1）（資料②、資料⑤、資料⑥）
 - b 道路付属物及占用物件表示図（縮尺 2 5 0 分の 1）（資料③）
 - c 地籍図写（縮尺 6 0 0 分の 1 等）（資料④）
- (3) 座標値は、原則として公共座標系を使用するものとする。ただし、3 級基準点が 2 0 0 m 以内でない等の場合、任意座標でも可とする。
- (4) 図には、1 5 mm 程度の縁取りをし、枠とすること。また、枠外右上部分にタイトル（認定・区域変更・権原整理・区管理道路等）、告示番号及び告示日（番号・日付は空欄）、事業名を記入すること。
- (5) 図の大きさは A 2 サイズを標準とする。ただし、これに収まらない場合は、A 1 サイズ若しくは 5 m 以上の重複部分を取り、数枚の図面にすること。複数枚とする場合、それぞれに図面番号を付し、検索整理番号を右上部に記入すること。なお、図面の切り方及び分割線の入れ方に関しては、担当者の指示を受けること。また、収まる場合は、A 3 サイズでも可とする。
- (6) 図には表題、所在地及び縮尺を右上に、調査年月日・調査機関・計画機関・作業機関・測量年月を左下に記入すること。
- (7) a, b の各図には隣接構造物とその地番・住居表示・居住者及び建物の名称を記入すること。

2. 境界点測量図（縮尺 2 5 0 分の 1）

- (1) 目的道路との境界点を明示するための図面である。
- (2) 境界点は P、引照点は S とし、白抜きの円で表示すること。円の大きさは 1 mm から 1. 5 mm とする。
- (3) 境界点は、認定・区域変更・権原整理等で指定する区域とその区域内の曲がり点とする。
- (4) 引照点は、任意座標を使用する場合には、境界点 1 点につき 3 点（n 点）以上とし、各点の角度は原則 3 6 0 度／n 程度とする。この場合、移動しやすいマンホールの蓋等は避けること。公共基準点座標を使用する場合は、これに限らない。
- (5) 距離の表示は、境界点間距離及び幅員とし、メートル単位、小数点以下 2 桁まで表記し、3 桁目を原則切り捨てる。（表記例：○○m○○）
- (6) 境界点座標には X、Y の座標値のほか『備考欄』を設け、その種類を記入すること。種類に関しては、[例] のとおりの表記を原則とする。

[例] 区石標、民石標、区金属標、民金属標、区鋸、民鋸、計算点、狭あい道路中心点（計算点）、狭あい金属標、刻み、ペンキ、門柱、建物角等

- (7) 境界点座標、求積表、区域の表示（資料①）は原則として、図面の左端に揃えることとする。ただし、図面作成の構成上、困難なものについては、担当者の指示によるものとする。
- (8) 境界点間の距離は、計算値と実測値の差（誤差）が以下の基準以内でなければならない。
- 計算距離10m以上の場合計算距離の2000分の1以内
 - 計算距離10m以下の場合5mm以内
- (9) 世田谷区狭あい道路の拡幅整備条例に基づく場合は、狭あい既設後退点も表示すること。また、無償使用承諾の場合は、図面の右上に『条例による後退部分現況図』と記載する。（資料⑤）
- (10) 道路中心からの拡幅が有る区域変更図の場合は、道路中心点を記載すること。
- (11) 公共基準点を使用した時は、成果表を記入すること。
- (12) 道路幅員を記載すること。記載方法としては、両矢印を引き、拡幅後の幅員に加えて、拡幅前の幅員を（ ）書きで記載すること。（〔例〕参照）
- [例] $\longleftrightarrow$
 (拡幅前の幅員)
- (13) 区域変更図の場合は、区域変更部分の最大幅員部分と最小幅員部分に破線で垂線を入れ、その幅員を記載すること（隅きり部分は除く）。
- (14) 求積は原則として、地番毎とする。
- (15) 面積の計算方法は、座面法で以下のように行うものとする。
- 面積一平方メートル以下7桁を切り捨て、6桁。
 - 合計一面積の平方メートル以下2桁までを表示
- (16) 微細な箇所については、適宜拡大略図を記入すること。
- (17) 区域の表示欄
- タイトル：認定・区域変更・権原整理・区管理道路などを表示
- 延 長：認定・指定は中心線延長を表示
- 区域変更は従前の道路と接する延長を表示（P点間足し上げで表示）
- （隅きり部分は除く）一単位（m）小数点以下2桁目までを足し上げで表示
- 幅 員：最小～最大を表示
- （隅きり部分は除く）一単位（m）小数点以下2桁（3桁目切り捨て）
- 面 積：合計面積を表示一単位（㎡）小数点以下2桁（3桁目切り捨て）
- ※隅きりだけの区域変更及び権原整理は面積のみ表示する。
- (18) 枠内右下部分は、縦70mm以上、横100mm以上の空白とすること。ただし、無償使用承諾等の所有権移転を伴わない図面の場合はこの限りではない。
- (19) 任意座標を使用する場合は、公共座標系を使用できなかった理由を図面に明記すること。
- [例]・3級基準点が（200m以内に無い）or（故障している）ため、任意座標を使用する。

3. 道路付属物及占用物件表示図（縮尺250分の1）

- （1）道路付属物（ガードレール等）、占用物件（電柱、水道管等）を明示するための図面である。

※道路幅員は原則境界点測量図に記入するが、図面の見やすさ等を考慮し、適宜道路付属物及占用物件表示図に記入すること。

- （2）凡例（資料①参照）を図面左端に記入すること。
変更部分に主たる道路付属物及び占用物件がない場合は、表示を不要とし、凡例欄の表示も不要とする。
- （3）平面図に占用物を凡例に基づき記入すること。
- （4）占用物件のオフセット（位置関係）を記入すること。
- （5）側溝の種類は、図面にL（L形側溝）・LU（L形蓋付きU形側溝）等と記入すること。
- （6）距離の表示はメートル単位、小数点以下2桁まで表記し、3桁目を原則切り捨てる。
- （7）調査機関・調査年月日を左下に記入すること。

〔例〕下水道局○年○月○日調査

- （8）表示する占用物件が少ない場合は、境界点測量図と兼用することができる。その場合、境界点測量図に『道路付属物及占用物件表示図』のタイトルを併記する。

4. 地籍図写（縮尺600分の1等）

- （1）東京法務局所轄出張所（登記所）備え付けの公図を謄写し地籍図写しとする。
- （2）地籍図写しに目的道路並びに、これに隣接する土地及び対岸地の土地所有者の登記簿上の住所・氏名・地目及び地積を記入すること。
- （3）調査登記所名・調査年月日を左下に記入すること。
- （4）地籍調査、土地区画整理事業等を行っているところで、14条地図の原図がある場合は、その縮尺に合わせることに。
- （5）道路区域に編入する部分を破線で示すこと。

5. 線の種類

- 目的道路に隣接する構造物－実線（0.15mm）
- 目的道路に接する取り付け道路－実線（0.15mm）
- 求積範囲－実線（0.30mm）
- 求積範囲の筆界－実線（0.15mm）
- 曲がり点ごとの幅員線－実線（0.15mm）
- 延長線（引き出し線）－実線（0.15mm）
- 区域編入部分の最大・最小幅員線－破線（0.15mm）
- 地籍図写の区域編入部分－破線（0.30mm）

※線の種類は標準サイズ（A2）におけるものであるため、図面の大きさに合わせて適宜調整すること。

6. その他

定めのないものは、担当者と協議すること。

7. 附則

(施行期日)

この要領は、令和4年7月1日から施行する。

(経過措置)

令和4年7月1日以前に作業着手しているものについては、この要領施行前の道路測量作業実施要領、道路認定測量作業図面等作成要領の定めによるものとする。

境界点測量図

境界点座標			
No.	X	Y	備考
P1	-39418.287	-20193.326	計算点
P2	-39418.233	-20193.305	民金属標
P3	-39406.880	-20193.595	民 鉄
P4	-39406.879	-20193.448	計算点
P5	-39409.810	-20193.373	区金属標
P6	-39418.292	-20193.115	狭あい金属標
P7	-39406.930	-20193.594	計算点
P8	-39406.929	-20193.447	計算点
S1	-39418.236	-20193.117	計算点
S2	-39429.921	-20192.822	狭あい金属標
S3	-39429.893	-20196.637	民金属標
S4	-39422.614	-20196.827	民石標
S5	-39418.326	-20196.942	計算点
S6	-39406.973	-20197.231	鉄
T1	-39418.302	-20196.292	鉄
T2	-39400.801	-20194.579	鉄

求 積 表			
地番	109-9の内		
所有者	世田谷太郎 (無償使用承諾)		
No.	X n	Y n	X n ・ (Y n+1-Y n-1)
P1	-39418.287	-20193.326	7489.474530
P2	-39418.233	-20193.305	-8238.410697
S1	-39418.236	-20193.117	-7489.464840
P6	-39418.292	-20193.115	8238.423028
合計			0.022021
面積			0.011010
地積			0.01 m ²
地番	109-10の内		
所有者	世田谷太郎 (無償使用承諾)		
No.	X n	Y n	X n ・ (Y n+1-Y n-1)
P2	-39418.233	-20193.305	18802.497141
P7	-39406.930	-20193.594	5595.784060
P8	-39406.929	-20193.447	-8708.931309
P5	-39409.810	-20193.373	-13005.237300
S1	-39418.236	-20193.117	-2680.440048
合計			3.672544
面積			1.836272
地積			1.83 m ²
合 計 面 積			1.84 m ²

道路付属物及占用物件表示図

凡例	
○ T	電 話 柱
○ E	電 気 柱
○ S	街 路 灯
— — — — —	水 道 管 ㊦
— . . — — . . — —	ガ ス 管 ㊧
== (下) ==	下 水 管 ㊨
— [F] —	消 火 栓
- - - U - - - U L - - - L - - -	側 溝
○ W	制 水 弁
○ 信	信 号 機
○ Gr — ○	ガードレール
車止 ○ ○ 車止	車 止 め

公共基準点座標 (測地成果2011)			
基準点No.	X	Y	備考
3-4082	-39202.505	-20156.081	金属標 (本点)
3-4093-4	-39282.880	-20156.463	鋳鉄杭 (節点)
3-4131	-39570.497	-20157.282	金属標 (本点)
3-4131-1	-39606.559	-20233.473	鋳鉄杭 (節点)

縮尺係数 0.999905

区域変更 (供用開始)	延長		m 11.35
	幅員	m 0.14 ~ 0.21	m
	面積		m ² 1.84

$$S=1/250$$

世田谷区〇〇七丁目1358番36から1383番2の内まで

区域變更 (供用開始)	延長		m 42, 19
	幅員	m 3, 72	~ m 3, 75
	面積		m ² 158, 23

基準点NO.	X	Y	備 考
3-5007	-35260.254	-21279.830	金属標
3-5007-5	-35277.319	-21181.099	鉄鍍鉄
3-5008	-35392.916	-21083.651	金属標

縮尺係数0.999905

拡大略図



調査年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
調査機関 東京法務局世田谷出張所
計画機関 世田谷区
作業機関 ○×測量株式会社
測量年月 令和〇〇年〇〇月

道路附属物及占用物件表示図

S=1/250

世田谷区〇〇七丁目1358番35
世田谷区〇〇七丁目1358番36から1383番2の内まで

凡例	
○T	電話柱
○E	電気柱
○S	街路灯
----	水道管
----	ガス管
—●—	下水道
- - - -	側溝
車止	車止め

水道局 令和〇〇年〇月〇日 調査
下水道局 令和〇〇年〇月〇日 調査
東京ガス 令和〇〇年〇月〇日 調査

〇〇七丁目

〇〇八丁目

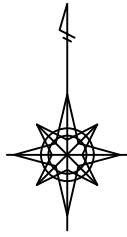
〇〇七丁目

〇〇七丁目

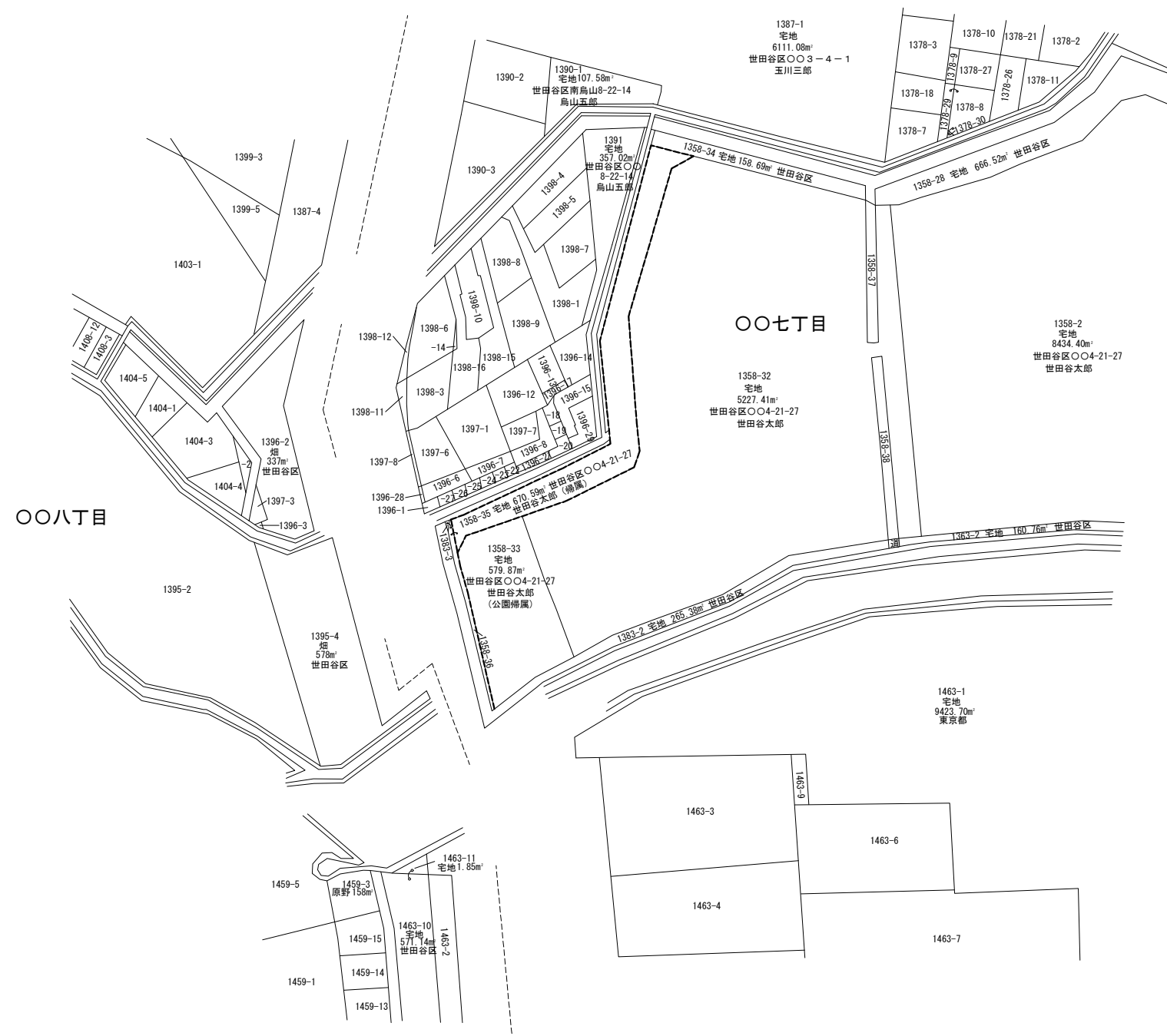
調査年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
調査機関 東京法務局世田谷出張所
計画機関 世 田 谷 区
作業機関 ○×測量株式会社
測量年月 令和〇〇年〇〇月

地籍図写 S=1/600

世田谷区〇〇七丁目1358番35
世田谷区〇〇七丁目1358番36から1383番2の内まで



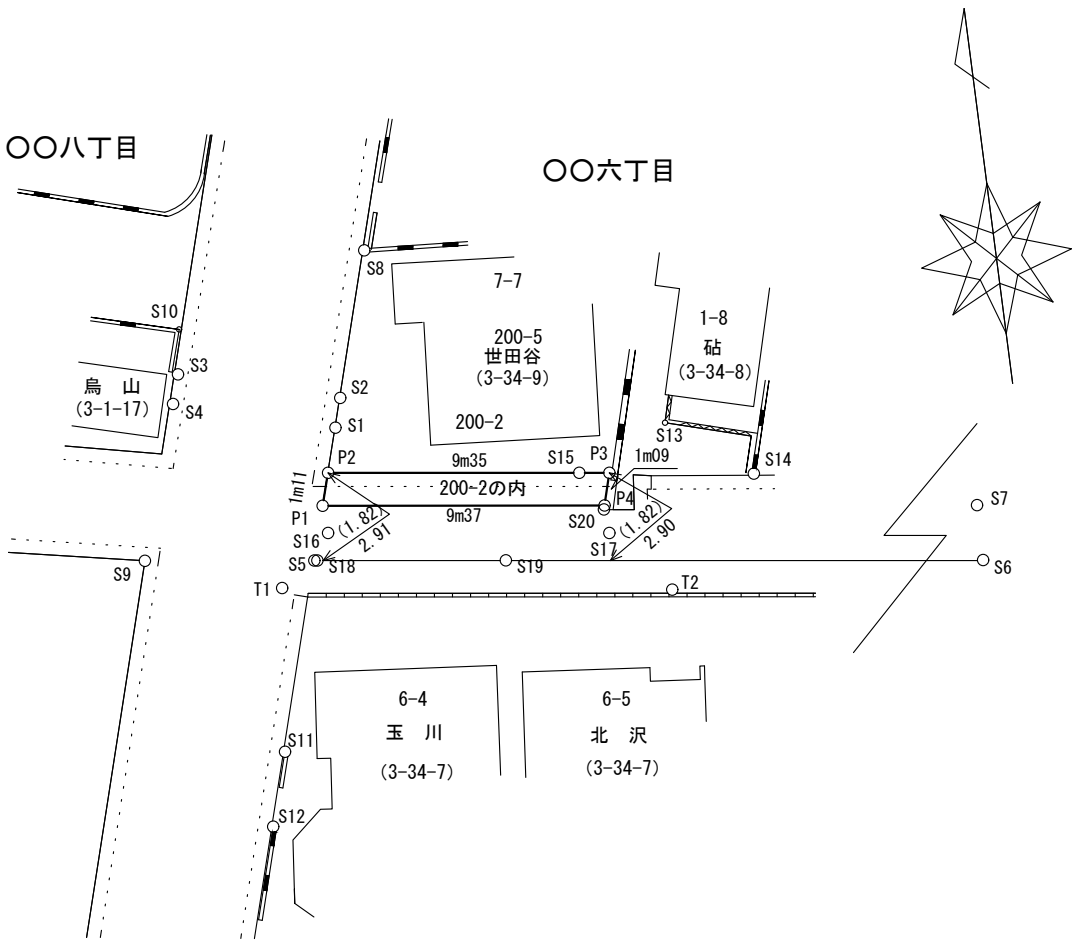
地名	地目	登記簿上の住所	所有者
1396-1 宅地	8.59㎡	世田谷区〇〇9-11-4	嶋山 一郎
1396-14 宅地	81.12㎡	世田谷区〇〇9-11-4	北沢 花子
1396-15 宅地	54.06㎡	世田谷区〇〇9-11-4	結 八郎
1396-20 宅地	12.92㎡	世田谷区〇〇9-11-4	結 八郎
1396-21 宅地	12.89㎡	世田谷区〇〇9-11-4	川上 次郎
		世田谷区〇〇9-11-4	鎌田 サン
1396-22 宅地	8.59㎡	世田谷区〇〇9-11-4	嶋山 一郎
1396-23 宅地	8.59㎡	世田谷区〇〇9-11-4	川上 次郎
		世田谷区〇〇9-11-4	鎌田 サン
1396-24 宅地	8.59㎡	世田谷区〇〇9-11-4	結 八郎
1396-25 宅地	8.59㎡	渋谷区〇〇8-5-2	笠巻 健太
1396-26 宅地	8.59㎡	渋谷区〇〇8-5-2	笠巻 健太
1396-27 宅地	8.59㎡	世田谷区〇〇8-22-14	結 八郎
1396-28 宅地	40.70㎡	渋谷区〇〇8-5-2	笠巻 健太
1383-3 宅地	0.03㎡	世田谷区〇〇4-21-27	世田谷太郎 (病棟)
1385-33 宅地	579.87㎡	世田谷区〇〇8-5-2	世田谷太郎 (公園隣地)
1358-35 宅地	670.59㎡	世田谷区〇〇4-21-27	世田谷太郎 (病棟)
1358-36 宅地	20.72㎡	世田谷区〇〇4-21-27	世田谷太郎 (病棟)
1358-37 宅地	54.52㎡	世田谷区	世田谷区
1358-38 宅地	70.72㎡	世田谷区	世田谷区



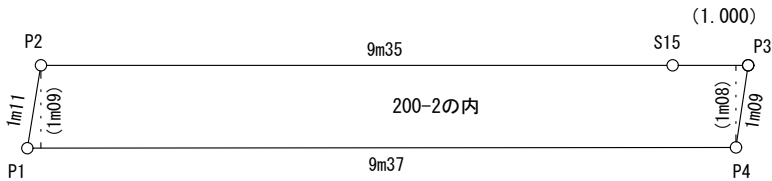
調査年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
調査機関 東京法務局世田谷出張所
計画機関 世田谷区
作業機関 ○×測量株式会社
測量年月 令和〇〇年〇〇月

条例による後退部分現況図

境界点測量図 S=1/250
世田谷区〇〇六丁目 2 0 0 番 2 の内



拡大略図



境界点座標			
No.	X	Y	備考
P1	-37958.765	-17966.716	計算点
P2	-37957.701	-17966.398	区石標
P3	-37958.901	-17957.118	計算点
P4	-37959.958	-17957.418	計算点
S1	-37956.244	-17965.963	民鈑
S2	-37955.284	-17965.677	区金属標
S3	-37953.813	-17970.931	区金属標
S4	-37954.772	-17971.218	民鈑
S5	-37960.535	-17967.225	計算点
S6	-37965.295	-17930.165	区石標
S7	-37963.459	-17930.131	計算点
S8	-37950.520	-17964.254	民金属標
S9	-37959.820	-17972.817	区金属標
S10	-37952.336	-17970.698	塀角
S11	-37966.717	-17969.009	塀角
S12	-37969.135	-17969.716	塀角
S13	-37957.484	-17955.071	塀角
S14	-37959.542	-17952.358	民石標
S15	-37958.773	-17958.110	狭あい金属標
S16	-37959.685	-17966.655	狭あい道路中心点 (ペンキ)
S17	-37960.885	-17957.375	狭あい道路中心点 (ペンキ)
S18	-37960.548	-17967.127	民石標
S19	-37961.347	-17960.906	民石標
S20	-37960.088	-17957.455	民金属標
T1	-37961.308	-17968.405	民鈑
T2	-37963.021	-17955.544	民鈑

公共基準点座標 (測地成果2011)			
基準点No.	X	Y	備考
2023-2	-37820.967	-17938.106	金属標 (本点)
3-2033-2	-37899.287	-17954.492	セットバイル (節点)

縮尺係数 0.999904

区域変更 (供用開始)	延長		m 9.37
	幅員	m 1.08 ~ 1.09	m
	面積		m ² 10.22

調査年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
調査機関 東京法務局世田谷出張所
計画機関 世田谷区
作業機関 ○×測量株式会社
測量年月 令和〇〇年〇〇月

求 積 表			
地番	200-2の内		
所有者	世田谷太郎 (無償使用承諾)		
No.	X _n	Y _n	X _n ・(Y _{n+1} -Y _{n-1})
P1	-37958.765	-17966.716	340869.709700
P2	-37957.701	-17966.398	-364318.014198
P3	-37958.901	-17957.118	-340870.930980
P4	-37959.958	-17957.418	364339.676884
合計			20.441406
面積			10.220703
地積			10.22 m ²

境界点座標			
No.	X	Y	備考
P1	-37563.824	-19128.021	民鈔
P2	-37563.359	-19128.195	区石標
P3	-37560.489	-19120.164	区石標
P4	-37560.959	-19119.997	民鈔
S1	-37566.577	-19135.730	計算点
S2	-37568.524	-19135.772	計算点
S3	-37564.784	-19130.750	堀角
S4	-37569.866	-19130.041	計算点
S5	-37564.479	-19124.443	民鈔
S6	-37558.821	-19114.042	堀角
S7	-37562.255	-19108.724	堀角
S8	-37562.061	-19108.214	区金属標
S9	-37554.765	-19102.650	計算点
S10	-37556.533	-19102.191	計算点
S11	-37565.774	-19117.101	堀角
S12	-37567.481	-19123.371	民金属標
S13	-37568.614	-19126.450	堀角
S14	-37566.183	-19127.179	道路中心点（鈔）
S15	-37563.316	-19119.156	道路中心点（鈔）
S16	-37567.968	-19123.244	区石標
S17	-37565.714	-19116.941	区石標
T1	-37568.621	-19138.010	民鈔
T2	-37564.927	-19118.547	民鈔

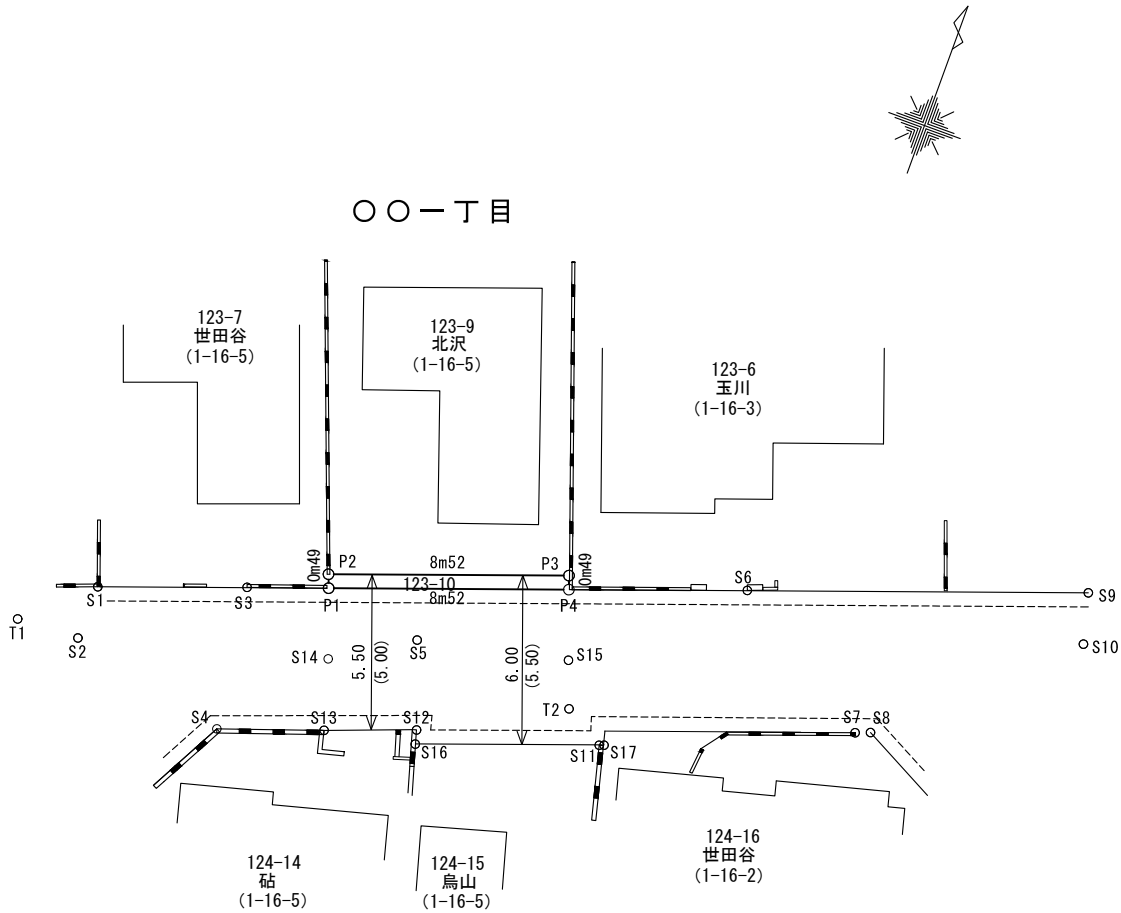
公共基準点座標（測地成果2011）			
基準点No.	X	Y	備考
3-5134	-37557.251	-18946.488	鑄鉄杭（本点）
3-4002-2	-37605.872	-19247.294	鑄鉄杭（本点）
3-4002-3	-37621.222	-19194.410	鑄鉄杭（本点）

縮尺係数 0.999905

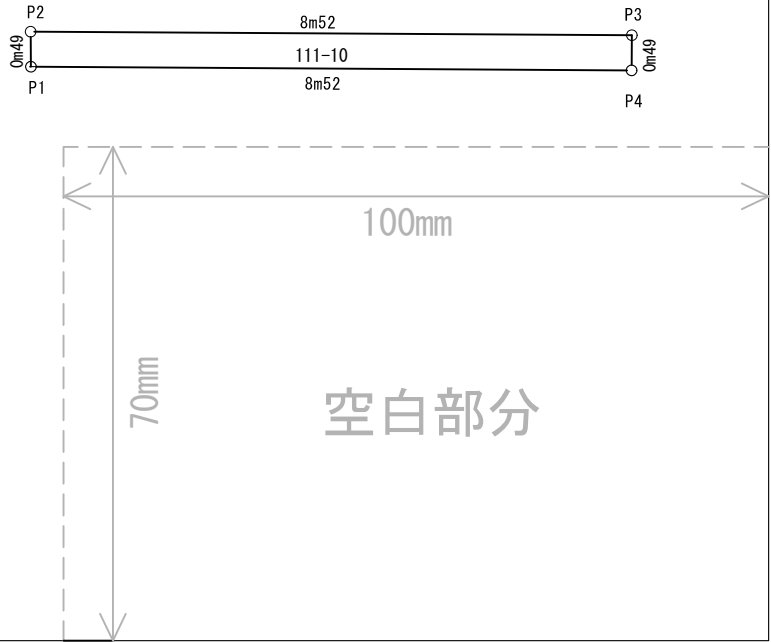
区域変更 (供用開始)	延長		m 8.52
	幅員		m 0.49
	面積		m ² 4.24

調査年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
調査機関 東京法務局世田谷出張所
計画機関 世田谷区
作業機関 ○×測量株式会社
測量年月 令和〇〇年〇〇月

境界点測量図 S=1/250
世田谷区〇〇一丁目123番10



拡大略図



求 積 表			
地番	123-10		
所有者	世田谷太郎（寄付）		
No.	X _n	Y _n	X _n ・(Y _{n+1} -Y _{n-1})
P1	-37563.824	-19128.021	-45907.250400
P2	-37563.359	-19128.195	63792.530325
P3	-37560.489	-19120.164	45888.393600
P4	-37560.959	-19119.997	-63765.189995
合計			8.483530
面積			4.241765
地積			4.24 m ²